2011年8月19日

集団的消費者被害救済制度専門調査会 座長 伊 藤 眞 殿

委員 大 髙 友 一

集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書(案)に対する意見

#### 1 はじめに

まずは、個人的な事情により最終回となる本専門調査会に出席がかなわなかったこと をお詫び申し上げたい。

さて、消費者被害を集団的に救済するという我が国にこれまでなかった制度に関して、このような取りまとめに至ったことは大変に意義深く、座長や各委員はもちろんのこと、とりわけ事務局の努力に敬意を表するところである。また、依然として多数の消費者を巻き込んだ消費者被害事件があとを絶たないのが現状であり、かかる現状に鑑みれば、かかる制度の導入が一日も早く実現されるべきものであることは明らかである。今後、立法作業を担当されることになる消費者庁の方々においては、本制度が来年の通常国会において速やかに立法化されるよう、引き続いての努力をお願いしたい。

本制度が集団的消費者被害の救済のために、より実効性あるものとなることを願い、以下の若干の項目について簡単に意見を述べたい。

# 2 手続モデル(9~12頁)

C 案に関する記述が加えられたことは評価したい。C 案のような一回的解決を図る仕組みは、A 案の弱点とされる部分(少額事件や1段階目における包括的和解等)を補いうるものであり、本制度の施行後の動向を見極めるとしても、積極的に検討されるべきものであることを指摘しておきたい。

### 3 手続追行主体(13~14頁)

手続追行主体に関しては、これまで消費者被害救済を担ってきた弁護団や被害者団体を追行主体とすること自体が理念として否定されたわけではなく、時間的な制約からその要件を詰め切れなかったものと理解している。従って、本来であれば、14頁5行目以下につき、

適格消費者団体以外のものについては、いわゆる被害者集団を念頭に、一定の要件の下に手続追行主体とすべきとの意見もあったが、かかる主体についても本制度の手続追行主体として想定され得るものであることを踏まえ、その具体的要件、認定の主体・手続等について、引き続き検討すべきである。

と修文されるべきである。

## 4.被告適格(15頁)

通常の民事訴訟であれば本来の事業者とともに被告となりうる事業者の役員などを、本制度においても被告にすることについて、一定の場合において許容されるべき必要性を認める記述が加わったことについては、一定の評価をしたい。

もっとも、当面の間、訴訟追行主体を適格消費者団体に限定することとなる本制度においては、現在の差止請求と同様に訴訟追行についても行政による監督がなされることを考えれば、事業者側が懸念する濫訴にあたるような不必要な役員への責任追及を適格消費者団体が行うことは考えにくいともいえるのであり、被告適格を認めるべき役員等の範囲については、今後の立法作業の中で積極的に検討されることを強く希望したい。

# 5.共通争点の確認の訴えの要件(16頁)

「支配性」という用語に関して「(優越性)」という付記がされたこと、支配性(優越性)の立証責任について基本的に事業者側にあると明記された点については評価したい。もっとも、「二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている状態」との報告書に記載されている要件は、きわめて抽象的であり、かつ様々な解釈が可能な文言である。この要件を巡って不必要な攻防が第一段階の手続きでなされ、かつ、本来であれば本制度によって十分解決が可能な事案についてまで訴え却下となってしまうことの無いよう、かかる懸念を念頭に置きながら引き続き具体的な要件の詰めをお願いしたい。

## 6.対象事案(16~18頁)

製品事故や食中毒による拡大損害が生じた事案に関して、「本制度施行後の状況を踏まえ、引き続き検討すべき」ものとして、引き続いての検討の必要性を認める表現に改められたことについては、一定の評価をしたい。

前回の専門調査会でも述べたところであるが、薬害や食中毒事故こそ迅速で集団的な解決が求められているところであり、むしろ企業側においても一回的解決が図りうるとすれば大きなメリットがあるところである。最近において問題となっている小麦アレルギーを多数の者に発症させた石けんの事件においても、被害者からの個別訴訟の提起を待つのではなく、迅速に被害原因を明らかにして早期に集団的な救済基準を策定できるようなスキームがあれば、適切迅速な被害救済に大いに資するものとなるはずである。本専門調査会の終了後においても、引き続き検討をされるよう強く望みたい。

有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案については、前回の専門調査会において金融商品取引法の規定との整合性等について検討の必要性が指摘されたことを踏まえて修文されたものと考えるが、ややネガティブに過ぎる書きぶりではないか。金融商品取引法との整合性等について配慮することは当然としても、本来、有価証券にかかる事案が集合的救済になじむものであることは明らかであって、技術的問題を解決した上で対象事案に含めるべきものである。従って、18頁1行目以下については、

有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案については、係争利益の把握及び確認を求める事項の支配性(優越性)の観点を踏まえると、基本的には、本制度の対象となるものと考えられるが、金融商品取引法における規定との整合性等にも配慮しつつ、引き続き検討すべきである。

と修文されるべきである。

# 7.訴えの取下げ(21頁)

訴えの取下げにおいて、1審判決後等の一定の場合に再訴禁止効を認めることは適切と考えるが、再訴禁止効が認められるような場合における訴えの取下げについては、和解及び請求の放棄に準じて事前に他の適格消費者団体への通知等を義務づけるようにすべきである。

# 8. 通知・公告費用の負担(26頁)

通知・公告費用を原告が負担することになれば、原告となるべき適格消費者団体がいずれも財政的に決して豊かとはいえない現状であることを考えると、実際に本制度が活用が大きく阻害されるおそれがある。この点で「原則として相手方事業者が負担することとすべきとの指摘もあった。」との記述が加わったことは、一定の評価ができる。かかる視点を踏まえ、今後の立法作業においては、第1段階目で被告の責任を認める判断がなされていることを前提に、被告に負担させる場合を広く認める方向で検討されるよう望みたい。

# 9.対象消費者の特定のための相手方事業者による協力(26頁)

第三者からの情報提供につき、「第三者が任意に情報提供することを阻害しないような方策について、引き続き検討すべき」との記述が加わったことは評価したい。ただ、第三者から情報提供がされれば個別通知が容易になるような事案は考えられるところであり、さらに進んで「第三者が任意に情報提供することを阻害しないようにするとともに、任意の情報提供を促進するような方策について、引き続き検討すべき」と修文することを提案したい。

また、被告が情報提供義務を拒んだ場合の、それに代わる原告による公告の場合の費用について、これを原告が予め負担しなければならないというのであれば、公告を行えずサンクションとしての意味を持たないことになりかねない。今後の立法作業においては、事前の請求ができるようにすることも含めて検討されるよう希望する。

以上